平成３０年（フ）第５１号
福岡県久留米市三潴町玉満2293番地２
債務者　中島　忠義
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成３０年（フ）第５８号
佐賀市東与賀町大字田中848番地17
債務者　本村　美香
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第５９号
佐賀県小城市牛津町柿樋瀬714番地４
債務者　末永　将人
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月１日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第３２９号
愛知県春日井市高森台７丁目１番地１　県営東高森台住宅309号棟108号室
債務者　松田　　努
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１２０号
千葉県松戸市小金原５丁目７番地の３　ロイヤル荒川101号
債務者　藤井　正彦
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１５５号
千葉県野田市柳沢52番地の11　レオパレスオークスレジデンスウエスト301
債務者　鈴木　直人
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１６２号
千葉県野田市山崎2718番地の１　レオパレス310Ｂ112
債務者　池上　大助
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１６３号
千葉県流山市大字流山986番地の２　レオパレスＢＥＬＬ102
債務者　飯島　　操
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第１７５号
千葉県柏市柏５丁目３番７－203号
債務者　森　　和夫
1　決定年月日時　平成30年３月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成３０年（フ）第８号
（平成29年８月７日までの住所）青森県十和田市東二十一番町24番53号　コーポ青木20号室
債務者　佐々木鮎美（昭和56年12月20日生）
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成３０年（フ）第２７号
青森県弘前市大字田園５丁目２番地３
債務者　小笠原礼子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第２９号
青森県南津軽郡藤崎町大字葛野字新岡元68番地７
債務者　三浦　康子
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成３０年（フ）第１１３号
神奈川県足柄下郡箱根町元箱根159番地の５　ホンダ箱根荘
債務者　京谷　　桂
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１３１号
神奈川県平塚市中原２丁目１番９－３号
債務者　浅野　幸恵
1　決定年月日時　平成30年３月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１４０号
神奈川県秦野市堀山下582番地の８
債務者　椎名　智美
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成３０年（フ）第１４４号
神奈川県伊勢原市板戸976番地の１　コーポ湘南58　206号
債務者　仲宗根エリナ（旧姓森）
1　決定年月日時　平成30年３月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部